



町内会役員・Gさんの場合

近くのすこやか倶楽部に行った日のこと。同じ町内会のHさんが、落ち着かない様子で耳打ちしてきました。「手持ちが少ないので3千円貸してほしい」。私はお財布を取り出しつつも、ちょっとためらいました。

事情を聞くと、急いで送金したいところがあると言います。きっかけは前日に届いた海外宝くじの国際郵便で、中にこんなことが書かれていたとか。

『選ばれたあなたに当選のチャンス！現金入りの返信用封筒をすぐに送らないと、当選権は無効になる』

私はピンとききました。

「申し込んでもいないのに、選ばれたと書いてあったの？」

「そう、私もよくわからないけど…」

「とにかく、詳しいことがわかるまで現金は送っちゃダメよ。お願いね」

その後の対応

私は消費生活みまもり協力員に相談。翌日、一緒にHさん宅を訪ねたとき、このように説明してくれました。「心当たりのない封書が一方向的に届いて、現金を要求されるなどの苦情が寄せられている」。その言葉で、Hさんはようやく落ち着きを取り戻したようです。

※海外宝くじの国内売買は、刑法(富くじ法)第187条で禁じられています。

POINT!
気づきのポイント



- ①いわゆる「当選商法」で、無差別に封書を送りつける手口です。ほかに「浄化される」などとうたう「霊感・祈祷商法」もあります。
- ②これらの商法では、現金を送金させたり、クレジットカード情報を書かせるなどが代表的な手口です。
- ③お金に困っている様子が見られたら、声をかけてみましょう。悪質商法による被害や多重債務などの問題を抱えている可能性があります。

↑苦情の一例として実際に届いた封書

悪いけど、明日まで3千円貸してくれない？

